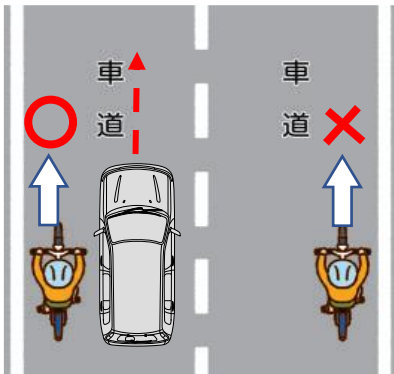


こんな乗り方事故のもと

手軽に乗れるから・・・と

右側通行する

自転車は「車両」の仲間です。道路を走行する時は、「車道の左端通行が原則」です。



◆自転車も交通ルールを守りましょう！

後ろを確認するのが面倒だから・・・と

急に斜めに横断する

自転車の急な進路変更は、車の運転者が予測できず、大変危険です。

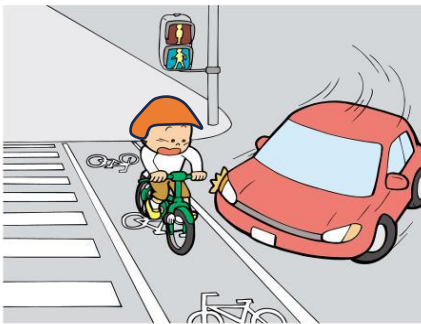


◆進路変更するときや車道へ乗り入れるときは、いったん止まって周囲の安全を確認！

青信号だから・・・と

安全を確認せずに横断する

同じ青信号で右左折してくる他の車もあります。それらの車が横断してくる自転車に気づかなければ衝突する危険性があります。

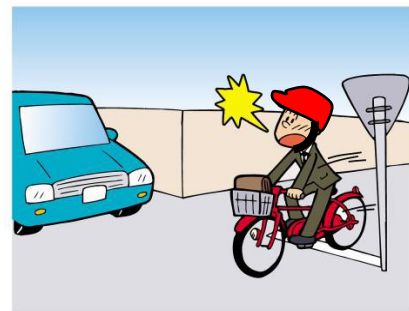


◆青信号でも周囲の車の動きを確かめてから横断！

止まるのが面倒だから・・・と

一時停止をしない

自転車事故の多くは、交差点で発生しています。「一時停止」標識などの見落としや無視は車や歩行者と衝突する危険があります。



◆停止線の直前で必ず止まって安全を確認！

自転車側に原因のある交通事故の割合が増加傾向！

自転車が加害者となる交通事故が増えていきます。自転車が歩行者と衝突し、加害者となり多額の損害賠償を請求されることもあります。

自転車も車両であることを自覚し、交通ルールをしっかり守り安全運転をすることはもちろん、万が一のことを考えて必ず自転車保険に加入しましょう。

